

参 考 文 献

- 青野 覚 (2000)「労使委員会 設置と運営」『労働法律旬報』1488号pp.28-37
- 芦部信喜 (高橋和之補訂)(2002)『憲法第三版』(岩波書店)
- 荒木尚志 (1999)「裁量労働制の展開とホワイトカラーの法規制」『社会科学研究』50巻3号pp.3-34
- 新谷真人 (1999)「労働者代表制と労使委員会」『季刊労働法』189号pp.27-37
- 新谷真人 (2005)「従業員代表制と労働組合 その歴史と課題」横井芳弘他編『市民社会の変容と労働法』信山社出版pp.271-296
- 安西 愈 (1996)『無組合企業における労働者代表制度』埼玉県経営者協会
- 安西 愈 (1999)「新裁量労働制をめぐる問題点」『季刊労働法』189号pp.8-26
- 今野浩一郎・大木栄一・畑井治文(2003)『能力・仕事基準の人事・賃金改革』社会経済生産性本部
- 岩村正彦・荒木尚志・塚原英治・中山慈夫 (2003)「座談会 改正労基法の理論と運用上の留意点」『ジュリスト』1255号pp.6-35
- N H K放送文化研究所編 (2004)『現代日本人の意識構造 [第六版]』日本放送出版協会
- 呉 学殊 (2002)「労働組合の結成と活動」『労働組合の結成と経営危機等への対応』日本労働研究機構調査研究報告書』150 pp.26-40
- 呉 学殊 (2002)「企業グループ連結経営と人事労務管理」仁田道夫編著『労使関係の世紀』日本労働研究機構
- 呉 学殊 (2004)「パートタイマーの組織化と意見反映システム」『日本労働研究雑誌』第527号pp.31-47
- 呉 学殊・小川慎一 (2002)「労働組合の結成・活動、組合員の評価と労使関係」『労働組合の結成と経営危機等への対応』日本労働研究機構調査研究報告書』150 pp.41-49
- 大内伸哉 (1997)「労働者代表に関する立法介入のあり方とその限界 最近のイタリアの議論を参考にして」『神戸法学雑誌』47巻2号pp.255-309
- 大内伸哉 (2001)「労働者代表に関する立法政策上の課題」『日本労働法学会誌』97号pp.219-232

- 大内伸哉（2002）「コーポレート・ガバナンス論の労働法学に問いかけるもの
従業員利益を守るとはどういうことか？」『日本労働研究雑誌』507号
pp.19-32
- 大内伸哉（2004）「労働条件の変更プロセスと労働者代表の関与」『日本労働研
究雑誌』527号pp.19-30
- 大内伸哉（2006）「労使関係の分権化と労働者代表 解題をかねて」『日本労働
研究雑誌』555号pp.2-10
- 大和田敢太（1995）『フランス労働法の研究』文理閣
- 小川慎一（2002）「新規労働組合の結成・活動と企業の対応」『労働組合の結成
と経営危機等への対応』日本労働研究機構調査研究報告書No.150 pp.50-63
- 小倉昌男（1999）『小倉昌男経営学』日経BP社
- 苧谷秀信（2001）『ドイツの労働』日本労働研究機構
- 唐津 博（2005a）「労使の『自主的』な労働条件決定と契約内容の『適正さ』
をどのように調和させるのか？ 中間とりまとめの『公正かつ透明なルール』
について」『労働法律旬報』1600号pp.10-13
- 唐津 博（2005a）「労働契約法の制定に向けて」『ジュリスト』1292号pp.2-6
- 川口美貴（1992）「『過半数代表』制の性格・機能」『日本労働法学会誌』79号
pp.48-92
- 川田琢之（2003）「過半数代表制・労使委員会制度総論」東京大学労働法研究
会編『注釈労働基準法上巻』有斐閣pp.33-61（第1章総則前注）
- 菊池高志（1988）「労働時間法の改正と労使協定の機能」『季刊労働法』146号
pp.17-27
- 木村琢磨（2001）「非典型労働者に対する労働組合の関わり」及び「就業形態
の多様化と労働組合」『多様な就業形態の組合せと労使関係に関する調査研
究報告書』連合総合生活開発研究所pp.68-76及びpp.103-116
- 久保敬治（1960）『ドイツ労働法の展開過程』有斐閣（1960年）
- 熊沢 誠（1993）『新編民主主義は工場の門前で立ちすくむ』社会思想社
- 熊沢 誠（1997）『能力主義と企業社会』岩波書店
- 熊沢 誠（2003）『リストラとワークシェアリング』岩波書店
- 久米郁男（2005）『労働政治』中央公論新社

- 桑原靖夫（1983）「労働組合の産業的基盤」日本労働協会編『80年代の労働関係』日本労働協会pp.510-541
- 毛塚勝利（1992）「わが国における従業員代表法制の課題 過半数労働者代表制度の法的整備のための検討課題」『日本労働法学会誌』79号pp.129-157
- 毛塚勝利（1997）「組合機能と従業員代表制度」連合総合生活開発研究所編『参加・発言型産業社会の実現に向けて わが国の労使関係制度と労働法制の課題』連合総合生活開発研究所pp.105-121
- 毛塚勝利（1999）「職場の労働者代表と労使委員会」『ジュリスト』1153号pp.57-63
- 毛塚勝利（2000）「『労使委員会』の可能性と企業別組合の新たな役割」『日本労働研究雑誌』485号pp.13-26
- 毛塚勝利（2001）「機は熟している」(issue1 従業員代表制は立法化すべきか?)『日本労働研究雑誌』489号pp.2-3
- 毛塚勝利（2004）「提言 新たな日本型労使関係システムを」『日本労働研究雑誌』527号pp.1
- 毛塚勝利（2005）「労働契約変更法理再論 労働契約法整備に向けての立法的提言」水野勝先生古稀記念論集編集委員会編『労働保護法の再生 水野勝先生古稀記念論集』信山社出版pp.3-31
- 毛塚勝利・道幸哲也（2006）「新春対談 労働契約の決定・変更と就業規則 / 労働協約～労働契約法制のあり方をめぐって～」『労働判例』902号pp.6-31
- 小池和男（1977）『職場の労働組合と参加 労資関係の日米比較』東洋経済新報社
- 小池和男（1981）『中小企業の熟練』同文館
- 神代和欣（1988）「産業構造の変化と労使関係」『日本労働協会雑誌』346号pp.29-39
- 厚生労働省（2004）『2003～2004年海外情勢白書』
- 厚生労働省労政担当参事官室編（2006）『五訂新版労働組合法労働関係調整法』労務行政
- 厚生労働省労働基準局編（2005a）『改訂新版労働基準法』（上・下）労務行政
- 厚生労働省労働基準局編（2005b）『労働基準法解釈総覧（第12版）』労働調査会

- 小鷹典明（1987）「労使自治とその法理」『日本労働協会雑誌』333号pp.13-23
- 小鷹典明（1989）「わが国における従業員代表法制」『富大経済論集』35巻1号
pp.199-225
- 小鷹典明（1990）「従業員代表法制」『日本労働研究雑誌』364号pp.98-99
- 小鷹典明（1992）「未組織部門をも対象とした代表法制がわが国における労使
協議発展の鍵」『労働法学研究会報』1885号pp.2-11
- 小鷹典明（1993）「わが国の従業員代表制（過半数代表制）の沿革と現状」及
び参考資料1）2）『従業員代表制を考える（上巻）』日本労働研究機構調
査研究報告書』38 pp.9-32及び152-203
- 小鷹典明（1997）「労使関係法とその課題（一）」『阪大法学』47巻4・5号pp.287-
318
- 小鷹典明（1999）「働き方の変化と労基法改正」『ジュリスト』1153号pp.31-36
- 小鷹典明（2000）「従業員代表制」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第8
巻利益代表システムと団結権』有斐閣pp.50-65
- 小鷹典明（2004）「労働組合と従業員代表」角田邦重他編『労働法の争点』（第
3版）pp.44-45
- 小鷹典明（2006）「労使関係法の常識と非常識」『阪大法学』56巻1号pp.1-30
- 斎藤貴男（2004）『機会不平等』文藝春秋（文庫版）
- 斎藤善久（2006）「労働者を代表しうる主体とは？」北海道大学労働判例研究
会編、道幸哲也他著『職場はどうなる 労働契約法制の課題』明石書店
pp.63-80
- 坂本重雄（1992）「従業員代表制と日本の労使関係 団交・協議・過半数代表
制」『日本労働法学会誌』79号 pp.5-47
- 佐藤博樹（1994）「未組織企業における労使関係 労使協議制と従業員組織の
組織状況と機能」『日本労働研究雑誌』416号pp.24-35
- 佐藤博樹（2002）「職場における不平、不満の実態とその解決行動」『労働組合
の結成と経営危機等への対応』日本労働研究機構調査研究報告書』150
pp.143-152
- 実務労働法研究会（1998）「座談会 労働基準法改正をめぐって 中基審建
議・改正法案を中心に」『季刊労働法』185号pp.79-97

- 島田陽一（2003）「裁量労働制」『ジュリスト』1255号pp.40-47
- 社会経済生産性本部労使関係常任委員会編（1999）『職場と企業の労使関係の再構築』
- 社会経済生産性本部2006年1月5日付け発表資料『労使関係特別委員会「これからの労使協議制のあり方に関するアンケート調査」中間報告』
- 社会経済生産性本部労使関係特別委員会最終提言（2006）『労使協議制の新たな展開を目指して』
- 新林正哉（2002）「ドイツ事業所組織法2001年改正における事業所委員会選挙手続の改正」『季刊労働法』199号pp.141-179
- 菅野和夫（1998）「職業生活と法」『岩波講座現代の法12職業生活と法』岩波書店pp.3-39
- 菅野和夫（2004）『新・雇用社会の法 [補訂版]』有斐閣
- 菅野和夫（2005）「労働契約法制の課題 その概要と考え方」『中央労働時報』1049号pp.2-8
- 菅野和夫（2006）『労働法（第7版補正版）』弘文堂
- 諏訪康雄（1993）「序論 従業員代表制をどう考えるか？」『従業員代表制を考える（上巻）』日本労働研究機構調査研究報告書No.38 pp.1-8
- 諏訪康雄（2006）『労使コミュニケーションと法』労働政策研究・研修機構（第43回労働通信教育講座労働法コース」4）
- 全国労働組合総連合（2006a）『運動方針』
- 全国労働組合総連合（2006b）『全労連組織拡大強化・中期計画』
- 全労働省労働組合（2004）「労働基準監督官に聞いた「労働基準監督行政の克服すべき課題」」『季刊労働行政研究』vol.3 pp.16-25
- 全労働省労働組合（2005）「「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会報告書」に対する全労働の考え方」『季刊労働行政研究』vol.7 pp.1-8
- 総務省「労働力調査」「労働力調査詳細調査」
- 高木紘一（2005）「労働者保護法としての労働契約法制の確立」『労働法律旬報』1600号pp.13-16
- 高梨 昌（2000）「労働政策の立案過程」『日本労働研究雑誌』475号p.1
- 橘木俊詔・野田知彦（1993）「賃金、労働条件と労働組合」橘木俊詔・連合総

- 合生活開発研究所編『労働組合の経済学』東洋経済新報社pp.195-216
- 田中雅行(2003)「労働組合の有無別にみた賃金改定の状況について」厚生労働省大臣官房統計情報部編『労働統計調査月報』645号pp.10-22
- 田端博邦(2001)「労働者組織と法 立法政策の可能性」『日本労働法学会誌』97号pp.205-217
- 土田道夫(1998)「変容する労働市場と法」岩村正彦他編『岩波講座現代の法 12職業生活と法』岩波書店pp.43-101
- 土田道夫(2006)「労働法の将来 労働契約法制・労働時間制度報告書を素材として」『ジュリスト』1309号pp.2-14
- 都留 康(1996)「サンプル調査結果の分析」『無組合企業の労使関係』日本労働研究機構調査研究報告書』88 pp.42-188
- 都留 康(2002)『労使関係のノンユニオン化』東洋経済新報社
- 都留 康(2003)「日本の雇用システムと労使関係」『関西経協』57巻第12号pp.4-10
- 寺本廣作(1948)『労働基準法解説』時事通信社(日本立法資料全集別巻46としての復刻版(1998、信山社)による)
- 寺本廣作(1952)『改正労働基準法の解説』時事通信社
- 道幸哲也(2000a)「21世紀の労働組合と団結権」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第8巻利益代表システムと団結権』有斐閣pp.2-17
- 道幸哲也(2000b)「団体交渉権の法的構造」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第8巻利益代表システムと団結権』有斐閣pp.66-84
- 道幸哲也(2001)「労使関係法の将来」『日本労働法学会誌』97号pp.187-203
- 道幸哲也(2005)『成果主義時代のワークルール』旬報社
- 道幸哲也(2006a)『労使関係法における誠実と公正』旬報社
- 道幸哲也(2006b)「労働法はどこに行くのか」『季刊労働行政研究』vol.8 pp.1-7
- 道幸哲也(2006c)「労働契約法制と労働組合 どうなる労使自治」『労働法律旬報』1630号pp.4-21
- 道幸哲也(2006d)「揺れ動く『労使委員会』構想」『民商法雑誌』134巻6号pp.1-23
- 藤内和公(2003a)「従業員代表立法構想」『岡山大学法学会雑誌』53巻1号pp.1-

18 (272-255)

藤内和公 (2003b) 「労使委員会による労使協定代替決議」『岡山大学法学会雑誌』53巻1号pp.19-30 (254-243)

藤内和公 (2006) 「労働契約法制における労働者代表制度をどう構築するか」『季刊労働法』212号pp.39-47

富田安信 (1993) 「離職率と労働組合の発言効果」橋木俊詔・連合総合生活開発研究所編『労働組合の経済学』東洋経済新報社pp.173-193

直井春夫・成川美恵子 (1994) 「紛争解決システムとしての労働委員会」『中央労働時報』868号pp.30-35

長峰登記夫 (2003) 「コミュニティ・ユニオン運動の20年」浜村 彰他編『組合機能の多様化と可能性』法政大学出版局pp.37-84

中村和夫 (1992) 「労使協議制の現状と機能」『日本労働法学会誌』79号pp.93-128

中村圭介 (1988) 「従業員組織の機能 情報サービス産業を中心に」『日本労働協会雑誌』352号pp.11-21

中村圭介 (1995) 「従業員代表制論議で忘れられていること」『ジュリスト』1066号pp.136-141

中村圭介 (2001) 「思考実験『従業員代表法制』」(issue1 従業員代表制は立法化すべきか?)『日本労働研究雑誌』489号pp.4-5

中村圭介 (2005) 「縮む労働組合」中村圭介・連合総合生活開発研究所編『衰退か再生か：労働組合活性化への道』勁草書房pp.27-46

中村圭介・佐藤博樹・神谷拓平 (1988) 『労働組合は本当に役に立っているのか』総合労働研究所

西谷 敏 (1987) 『ドイツ労働法思想史論』日本評論社

西谷 敏 (1988) 「労使関係モデルと国家の役割」『日本労働協会雑誌』346号pp.65-71

西谷 敏 (1989) 「過半数代表と労働者代表委員会」『日本労働協会雑誌』356号pp.2-15

西谷 敏 (1992) 『労働法における個人と集団』有斐閣

西谷 敏 (2001a) 「労働者組織について論じる意味 テーマ設定の趣旨」『日

- 本労働法学会誌』97号pp.184-186
- 西谷 敏(2001b)「労働組合の現在と未来 シンポジウムの総括」『日本労働法学会誌』97号pp.233-241
- 西谷 敏(2004)『規制が支える自己決定 労働法的規制システムの再構築』法律文化社
- 西谷 敏(2006a)「労働契約法制と労働法の未来」『労働法律旬報』1615・16号 pp.7-19
- 西谷 敏(2006b)「労働法の危機にいかに向かうか 労働契約法制とホワイトカラー労働時間問題を中心として」『季刊労働行政研究』vol.10 pp.16-26
- 西谷 敏・中島正雄・奥田香子編(2003)『転換期労働法の課題 変容する企業社会と労働法』旬報社
- 仁田道夫(1997)「日本の労使関係の現状と法制の課題」『参加・発言型産業社会の実現に向けて わが国の労使関係制度と労働法制の課題』連合総合生活開発研究所 pp.54-83
- 仁田道夫(2003)『変化のなかの雇用システム』東京大学出版会
- 日本労働組合総連合会(2005a)『2006～2007年度運動方針』
- 日本労働組合総連合会(2005b)『組合づくり・第3次アクションプラン21』
- 日本労働組合総連合会(2005c)『組合づくり・第3次アクションプラン21 「2005～2007組織拡大目標」について』
- 日本労働研究機構(1993a)『従業員代表制を考える(上巻) 過半数代表制を中心に』調査研究報告書No.38
- 日本労働研究機構(1993b)『労働組合組織率低下の規定要因』調査研究報告書No.43
- 日本労働研究機構(1994)『労使協議制の研究』調査研究報告書No.51
- 日本労働研究機構(1996)『無組合企業の労使関係』調査研究報告書No.88
- 日本労働研究機構(2001)『フランスの労働事情』
- 日本労働研究機構(2002)『労働組合の結成と経営危機等への対応』調査研究報告書No.150
- 日本労働法学会編(2000a)『講座21世紀の労働法第1巻21世紀労働法の展望』有

斐閣

日本労働法学会編 (2000b) 『講座21世紀の労働法第3巻労働条件の決定と変更』
有斐閣

日本労働法学会編 (2000c) 『講座21世紀の労働法第8巻利益代表システムと団結
権』有斐閣

沼田稻次郎 (1976) 「経営参加法 (仮称) の検討を開始せよ」 『季刊労働法』
102号pp.2-3

根本 到 (2005) 「『中間取りまとめ』における『自主的な決定』の『空虚さ』
について」 『労働法律旬報』 1600号pp.16-18

野川 忍 (1998) 「変貌する労働者代表 新しい労働者代表制度の可能性」
『岩波講座現代の法12職業生活と法』 岩波書店pp.103-159

野川 忍 (2005) 「労働契約法の意義 雇用契約法への展望」 『法律時報』 77巻
12号pp.72-83

野川 忍 (2006) 「労働契約内容の特定と変更の法理 就業規則による労働契
約コントロールの構造」 『日本労働法学会誌』 107号pp.71-93

野田 進 (2005) 「バランスの利いた内容であるが…されど」 『労働法律旬報』
1600号pp.21-23

野田知彦 (2002) 「労働組合は役に立っていなかったのか」 『日本労働研究雑誌』
501号pp.68-70

野田知彦 (2005) 「労働組合の効果」 中村圭介・連合総合生活開発研究所編
『衰退か再生か：労働組合活性化への道』 勁草書房pp.71-84

野田知彦 (2006) 「解雇と労使協議、経営参加」 『日本労働研究雑誌』 556号
pp.40-52

橋本陽子 (2005) 「第2次シュレーダー政権の労働法社会保険法改革の動向」
『学習院大学法学会雑誌』 40巻2号pp.173-318

濱口桂一郎 (2003) 「労働時間法政策の中の裁量労働制」 『季刊労働法』 203号
pp.40-59

濱口桂一郎 (2004) 『労働法政策』 ミネルヴァ書房

濱口桂一郎 (2006) 「労使協議制の法政策」 『季刊労働法』 214号pp.195-217

浜田富士郎 (1989) 「改正労基法と過半数代表制 その基本構造と運用課題」

- 『季刊労働法』152号pp.6-17
- 浜村 彰(1999)「労働者過半数代表・紛争解決の援助」『労働法律旬報』1457号pp.29-39
- 浜村 彰(2000)「労使委員会による労使協定に代わる決議」『労働法律旬報』1488号pp.38-43
- 浜村 彰(2003a)「合同労組からコミュニティ・ユニオンへ」浜村 彰他編『組合機能の多様化と可能性』法政大学出版局pp.17-35
- 浜村 彰(2003b)「従業員代表制の法制化をめぐる論議とその課題」『関西経協』57巻12号pp.12-16
- 浜村 彰(2006a)「労働契約法制と労働者代表制度」『労働法律旬報』1615・16号pp.38-49
- 浜村 彰(2006b)「労働契約法制の立法化をめぐる議論と基本問題 報告の趣旨説明」『日本労働法学会誌』107号pp.3-16
- 林 弘子(2005)「対等な立場で自主的に労働条件を決定することは可能なのか」『労働法律旬報』1600号pp.23-25
- 原ひろみ(2003)「組合は何のために」『労働組合に関する意識調査』報告書』連合総合生活開発研究所pp.118-134
- 原ひろみ・佐藤博樹(2005)「組合支持と権利理解」中村圭介・連合総合生活開発研究所編『衰退か再生か：労働組合活性化への道』勁草書房pp.47-70
- 樋口美雄(2001)『人事経済学』生産性出版
- 久本憲夫(2005)「労使協議の実態」久本憲夫・電機総研編『企業が割れる！電機産業に何がおこったか』日本評論社 pp.65-94
- 平澤純子(2007)「企業規模別にみる労働者代表制の運用と問題点」『季刊労働法』216号(近刊)
- 藤川久昭(1993)「文献研究：労働法学における従業員代表制論」『季刊労働法』169号pp.173-184
- 藤村博之(2004)「労働組合は本当に役立っているのか」『日本労働研究雑誌』525号 pp.78-81
- 藤村博之(2006)「労使コミュニケーションの現状と課題」『日本労働研究雑誌』546号pp.23-36

- フリーマン、リチャード・B、レビック、マーカス・E (1989)「支柱が揺れる？」『日本労働協会雑誌』361号pp.2-18 (川喜多喬訳)
- ボイルズ、コリン・J (1993)「女性の組合意識と加入行動」橋木俊詔・連合総合生活開発研究所編『労働組合の経済学』東洋経済新報社pp.31-53
- 本田一成 (2005a)「日本サービス・流通労働組合連合」『パートタイマーの組織化と労働条件設定に関する事例調査報告』JILPT資料シリーズ』9 pp.29-54
- 本田一成 (2005b)「パートタイマーの組織化の意義」『日本労働研究雑誌』544号 pp.60-73
- 間淵領吾 (2005)「労働組合離れと組合意識の変容」中村圭介・連合総合生活開発研究所編『衰退か再生か：労働組合活性化への道』勁草書房pp.123-145
- 三浦まり (2005)「連合の政策参加」中村圭介・連合総合生活開発研究所編『衰退か再生か：労働組合活性化への道』勁草書房pp.169-192
- 水町勇一郎 (2001)『労働社会の変容と再生 - フランス労働法制の歴史と理論』有斐閣
- 三井正信 (2001)「労働組合の将来と労働者の利益代表システム」『労働法律旬報』1495・96号pp.77-79
- 宮里邦雄 (2004)「労働基準法改正についての評価と問題点 労働者側弁護士の立場から」『日本労働研究雑誌』523号pp.46-56
- 本久洋一 (2006)「労働条件変更の法理」北海道大学労働判例研究会編、道幸哲也他著『職場はどうなる 労働契約法制の課題』明石書店pp.133-164
- 初井常喜 (1994)「労働保護法と『労働者代表』制 その立法論的検討」伊藤博義他編『労働保護法の研究 外尾健一先生古稀記念』有斐閣pp.27-59
- 守島基博編(2002)『21世紀の戦略型人事部』日本労働研究機構
- 盛 誠吾 (2000)「新裁量労働制の要件」『労働法律旬報』1488号pp.8-27
- 盛 誠吾 (2003)「裁量労働制の要件変更」『労働法律旬報』1554号pp.6-19
- 安枝英 (1987)「労働基準法における労使協定」『同志社法学』39巻3・4号 pp.277-308
- 柳屋孝安 (2005)「労働契約ルールの明確化と現代化の試み」『労働法律旬報』1600号pp.32-34
- 山川隆一 (2003)『雇用関係法 [第3版]』新世社

- 山口俊夫(2004)『概説フランス法(下)』東京大学出版会
- マンフレート・レーヴィシュ(1995)『現代ドイツ労働法』(西谷敏、中島正雄、米津孝司、村中孝史訳)
- 連合総合生活開発研究所(1992)『労働組合への期待と効果』
- 連合総合生活開発研究所(1997)『参加・発言型産業社会の実現に向けて わが国の労使関係制度と労働法制の課題 』
- 連合総合生活開発研究所(2002)『中小企業における従業員代表制と労使コミュニケーションの実態研究報告書』
- 連合総合生活開発研究所(2003)『「労働組合に関する意識調査」報告書』
- 連合評価委員会(2003)『連合評価委員会最終報告』
- 労働省労政局労働法規課(1992)『フランスの労使関係法制』日本労働研究機構
- 労働省労働基準局(1999)『早わかり改正労働基準法(決定版)』労務行政研究所
- 労働政策研究・研修機構(2004a)『Business Labor Trend』2004年4月号
- 労働政策研究・研修機構(2004b)『諸外国における集团的労使紛争処理の制度と実態 ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ 』労働政策研究報告書No.L-9
- 労働政策研究・研修機構(2004c)『雇用多様化時代の労使関係 多様な労働者と労働組合の役割』Discussion Paper Series 04-008
- 労働政策研究・研修機構(2004d)『諸外国の集团的労働条件決定システム ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ』Discussion Paper Series 04-011
- 労働政策研究・研修機構(2005a)『労働条件決定の法的メカニズム:7ヶ国の比較法的考察』労働政策研究報告書No.19
- 労働政策研究・研修機構(2005b)『従業員関係の枠組みと採用・退職に関する実態調査 - 労働契約をめぐる実態に関する調査() - 』調査シリーズNo.4(本文・脚注で「JILPT実態調査」と表記)
- 労働政策研究・研修機構(2005c)『労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査 - 労働契約をめぐる実態に関する調査() - 』調査シリーズNo.5(本文・脚注で「JILPT実態調査」と表記)
- 労働政策研究・研修機構(2005d)『パートタイマーと正社員の均衡処遇』労働政策研究報告書No.34

- 労働政策研究・研修機構（2005e）『諸外国の労働契約法制に関する調査研究報告書』労働政策研究報告書No.39
- 労働政策研究・研修機構（2005f）『Business Labor Trend』2005年10月号
- 労働政策研究・研修機構（2005g）『パートタイマーの組織化と労働条件設定に関する事例調査報告』資料シリーズNo.9
- 労働政策研究・研修機構（2006a）『パートタイマーの組織化に関する労働組合の取組み』労働政策研究報告書No.48
- 労働政策研究・研修機構（2006b）『労働関係の変化と法システムのあり方』労働政策研究報告書No.55
- 労働政策研究・研修機構（2006c）『社会経済構造の変化を踏まえた労働条件決定システムの再構築』労働政策研究報告書No.56
- 労働政策研究・研修機構（2006d）『中小企業における労使関係と労働条件決定システムの実態』資料シリーズNo.16
- 労働政策研究・研修機構（2006e）『多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査』調査シリーズNo.25
- 労働問題リサーチセンター（2001）『企業内労働者代表の課題と展望 従業員代表法制の比較法的検討 』
- 労働問題リサーチセンター（2006）『労働法における規制手法・規制対象の新展開と契約自由・労使自治・法規制』 pp.67-83
- 和田 肇（1998）『ドイツの労働時間と法』日本評論社
- 和田 肇（2005）『適正な労働契約ルールの確立に向けて』『労働法律旬報』1600号pp.34-36
- 渡辺 章（2000）『労働者の過半数代表法制と労働条件』日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第3巻労働条件の決定と変更』有斐閣pp.137-159
- その他本文・脚注に記載の行政による各種調査報告及び研究会報告等

（注） を付したものは、本件プロジェクト研究関連成果物である。

索引

[あ]

安全衛生委員会 22、24～25、106、
152～154、248、265
一般的拘束力 32、34、109、279、288、
317
オール法改革 282、290～291

[か]

駆け込み訴え事件 114
過半数組合 8～9、11、100、139～141、
144、149～156、160、171、180、
185、189～190、192～196、200～
201、204、231、235、239、240、
243、245～247、253～257、260～
263、265～272、274～276
過半数代表(制) 5～6、8、13、21～
27、29～30、34、100、139～142、
144、149～151、156～157、160、
171、235～236、244～249、252、
254、256～257、260～261、263～
266、268～269、318～319
過半数代表者 8～9、45、140～158、
160～161、180～181、189、191、
193、196、200～202、204～207、
231、235～236、242、244～245、
254、257～258、260～261、263～
265、268
管理監督者 142～143、148、191、202、
244
**管理職と従業員コミュニケーションと
の均等コミュニケーション** 10、
178～179、185
関連会社 165、181～182、185、210
企画業務型裁量労働制 22～24、152、

155～157、159、247、262、264～
265、267、272～273
企業委員会 12、281～282、284、292、
303～315
企業業績 176～177、186、219
企業別組合 35、48、101、106、125～
126、129、188、236～237、239、
251、275、313、318
基本賃金 9、11、177、179、185、188、
215～222、225～229、232～233、
299
業務外コミュニケーション 10、179、
185
協約上の開放条項 281、290、292、
299
苦情(処理) 12、56、76、78、114、
116、118、120、123、155、159、
170、269、289、293、296、299、
305～306、313～314、
苦情処理機関 55～56、102、110、117
～118、125、134～135、282、303
組合支部 281、303～305
組合承認制度 288
組合代表委員 281、283～284、292、
303～306、309～310、313
組合離れ 67、74～77
組合優先主義 240～241、265
グループ企業 165、182、185、306
経営危機 176、186、207～209、232
経営情報 60、167～168、173、186
契約労働者 81～82、84～85、89～92、
129
(労使委員会等の)決議 23～25、27、
152～153、156、158～159、265～

266、268～269、271～273、295、
301、318
憲法28条 31～32、34、103、108、161、
236、250～252、277
交際費 167～168、174
交渉単位 289～290
合同労組 44、78、83、104、109、113
～116、122、165、188
子会社 165、181～182、185、210、
307
(労使)コミュニケーション 5、8～10、
30、41、56～58、61、67～68、71、
75、96～97、102、104、106、116
～117、120、133～134、136、138、
160、162、164～165、167、169～
170、172～173、177～179、181、
184～186、237、247、259、319
コミュニケーション基本方針 165～
167、173～177、183～186
コミュニティ・ユニオン 116、127、
130、132～133
雇用調整 10、66、187～188、207～
213、232
コレクティブ・レッセフェール 287

[さ]

裁量労働制 23～24、152、155～157、
159、247、262、264～265、267、
273～274
36(三六)協定 10、139～140、144、
151、153、156、159、179～181、
185、187、189、191、200～204、
206～207、231、236
産業民主主義 131、180、198～199、
304
事業所委員会 12、255、278、280～

281、291～302、313～315
事業所協定 12、278～281、290～291、
296～300、313、314
事業所組織法 280～281、290、293～
295、299～301、314
従業員過半数代表 171、179～180、
185
従業員コミュニケーション 10、178～
179、185
**従業員コミュニケーション傾斜のコミ
ュニケーション** 10、179、185
従業員個別コミュニケーション 178
従業員組織 9、35、55～56、62、135
～136、154、160、165、169～170、
177、179、184～185、188、207、
213～215、217～218、222～223、
225、227、232～234、236、240、
244、248、250～251
従業員代表委員 255、263、272、282、
284、292～293、301、303～306、
309、311～314
従業員代表制 6、11～12、23、30、
149、234～239、241～248、250～
254、256、258～260、265～269、
274～276、278、281、287～290、
292～293、303～305、308、310、
312～313、317～318
就業規則 14、21、24、27、33～34、
110、139～141、144、150、189～
191、193、195～197、199、227、
229、232、236、243、248～250、
252～253、260、266、269、271～
272、275、281、294、299、308、
316
就業規則変更 10、145、148、159～
160、187、189～200、231～232、

243、268、275、316
集团的コミュニケーション 10、177～179、185、319
春闘 15、64～65、219
少数組合 11、250、253～254、272～273、284～285、287、318
職際全国協定 282、309
職場懇談会 55、102、105、117～118、135、137
人事面談中心の個別的コミュニケーション 10、178～179、185
成果主義 78、118～119、123、237
全国労働関係法 289
全労連（全国労働組合総連合） 36、128～129
創業者 165、182～183、186
（推定）組織率 5～8、15～19、21、23、29、36～42、44、46～49、65、74、76～77、79～80、86～87、93、95～97、101、109、112、124、126、129、130～132、141、158、160、164、170、194、237～238、243、269、276～277、279、282、288～289、292、304、316～317

[た]

代表的労働組合 283～284、286～287、304、309～312
団体交渉 15、29、31～32、34、41、53、56、77、102～111、122、125、127、137、159、161、239～240、243、249、262、273、276、284、288、289～290、292、303～304、309
チェック・オフ 8、110、124、126、245

中核企業 165、182、185
独立会社 182、185
特例協定 282～283、285

[な]

2004年被用者情報提供・協議規則 12、288、292、312

[は]

排他的交渉代表制 240、276、289～290
派遣労働者 15、38、42～44、81～82、84～85、91～92、95、98、102、129～130、164、237、280、301
橋渡し条項 288
発言型従業員組織 11、165、188、217～218、222～223、225、233、236
パートタイム労働者（又はパートタイマー） 5、7、8、15、27、38、42、44、47、68～69、77～79、81～87、89～103、108、110、116、124～126、129～130、132、208、237、245、280、316
（業績等の）評価 98、118～124、128、269、308
被用者の情報・協議のための一般的枠組を創設するEC指令 288
不当労働行為 29、32、112～115、236、243、252、264、272～273、290、317
（不平）不満 48、52、56、58、60、62～63、71、74、77、98～99、112、114、116～118、120～125、127、160、162、243
併存的従業員代表制度 244、246～247、249、251、254～257、260、262、

264、267、275

補完的従業員代表制度 245～247、250
～251、254～256、262

[や]

役員報酬 168、174

ユニオン・ショップ 8、48、67、74、
78、80、86～87、89～91、93、109
～110、124～127、239、242、245、
267、274、276

[ら]

連合（日本労働組合総連合会） 36、
128～129、132、138

労使委員会 5、6、11、13、21～24、
27～30、133、151～152、155～160、
234、247～248、256～257、262～
275、318

労使協議 5、8、52、103、106～109、
111、116、122、125、131、136、
138～140、160、239、242、248、
259、262、270、276

労使協議機関 9、53～56、104～109、
117～118、121～122、133～139、
152、159～160、177、179、184～
185、225、227～228、266

労使協定 9、22～28、34～45、100、
139～143、149～150、152、154～
157、159～160、162、191、202、
204、235～236、244、248～250、
252～253、257～258、261、269、
303、318

労使自治 15、149、252、280

労使紛争 78、111～114、116、125

労働委員会 32、35、108、111～114、
116、249、270

労働基準法 8～10、14～15、17、21～
24、28、33～34、45、72、100、
139、140～145、148、151～152、
154～156、159～160、187、189～
194、196～197、200～202、206、
230～231、235、264

労働基本権 31～32、72、162

労働協約 5、12、14～15、29、32～34、
41、45、77、86、95～96、102～
103、106、109～110、140～141、
159、189、240、243、248、250、
252～254、266、271、275～276、
278～285、287～292、294、297、
299～300、303～304、306、309、
313～314、317

労働協約に開かれた法規範 279～280、
290

労働組合 5～9、11～21、23～24、26
～38、40、43～84、86～87、89～
91、93～99、101～118、120～139、
141、144～151、154、159～165、
169～171、177、179～180、182～
185、188～198、200～201、203、
211～215、217～218、222～225、
227～228、231～235、237～247、
249～253、255～256、262、266～
267、271、274～294、300～305、
308～314、316～319

労働組合の効果 49～50、64～66、72
～73、213～232

労働組合法 14～15、31～34、103、
108～109、162

労働契約 5、14～15、17、33～34、36、
44、114、131、158、272、237、
278～281、283、287～289、308

労働契約法制 17、131、133、151、

- 157、159、234、244、247、256、
268 ~ 269、275
- 労働契約法制研究会最終報告** 157、
268
- 労働時間短縮推進委員会** 21 ~ 22、24
~ 25、151 ~ 157、265
- 労働時間等設定改善委員会** 9、22、25、
154 ~ 156、161
- 労働者代表** 11、13、30、131、133、
142、143、149、151、201、234 ~
235、238、240 ~ 242、246、248 ~
249、255 ~ 266、269 ~ 271、274 ~
275、278、293、318
- 労働条件決定** 5 ~ 12、14 ~ 17、21 ~ 22、
26 ~ 27、29 ~ 36、45、65、109、
123、131 ~ 134、158 ~ 159、161 ~
164、170、177、179、185、187、
189、230、237、239、269、271、
275 ~ 276、278 ~ 279、281、284、
289、290 ~ 292、308 ~ 309、312 ~
314、316 ~ 317、319
- 労働争議** 32、41、108 ~ 109、111 ~
115、125

執筆担当者

上村 俊一	労働政策研究・研修機構統括研究員	概要、第1章 第5章、第6章
木原 亜紀生	労働政策研究・研修機構副統括研究員	概要、第2章
呉 学 殊	労働政策研究・研修機構副主任研究員	第3章第1節
平澤 純子	労働政策研究・研修機構研究員	第3章第2節
内 藤 忍	労働政策研究・研修機構研究員	第4章

(注) 執筆担当者が重複しているところは共同執筆である。

プロジェクト研究シリーズNo.2
労働条件決定システムの現状と方向性
集团的発言機構の整備・強化に向けて
〔労働条件決定システムの再構築に関する研究〕

2007年3月30日 第1刷発行

編者 (独)労働政策研究・研修機構 (JILPT)

発行者 吉田克己

発行所 (独)労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

電話03-5903-6111

印刷所 有限会社 太平印刷

© 2007 JILPT ISBN 978-4-538-46002-4 Printed in Japan

プロジェクト研究シリーズ

- No.1 **地域雇用創出の新潮流**
統計分析と実態調査から見えてくる地域の実態
-
- No.2 **労働条件決定システムの現状と方向性**
集团的発言機構の整備・強化に向けて
-
- No.3 **これからの雇用戦略**
誰もが輝き活力あふれる社会を目指して
-
- No.4 **多様な働き方の実態と課題**
就業のダイバーシティを支えるセーフティネットの構築に向けて
-
- No.5 **日本の企業と雇用**
長期雇用と成果主義のゆくえ
-
- No.6 **日本の職業能力開発と教育訓練基盤の整備**
-
- No.7 **仕事と生活**
体系的両立支援の構築に向けて
-
- No.8 **ミッド・キャリア層の再就職支援**
新たなガイダンス・ツールの開発